

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	9	府省庁名
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	津波対策に資する港湾施設等に係る課税標準の特例措置の延長	
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「法」という。）の基本指針に基づき、かつ、都道府県が設定する津波浸水想定（以下「浸水想定」という。）を踏まえて市町村が作成した津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）において位置づけられた、民間企業が臨港地区内※1で取得・改良を行った津波防災対策に資する港湾施設等（防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設）</p> <p>※1：港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例措置の内容 <p>取得後4年間にわたって取得価格に次の割合を乗じて得た額を固定資産税の課税標準とする特例を、4年間延長する。</p> <p>①大臣配分又は知事配分資産 1／2 ②その他の資産 1／2を参照して1／3以上2／3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合</p> 	
関係条文	<p>地方税法附則第15条第21項 地方税法施行令附則第11条第26項 地方税法施行規則附則第6条第47項 津波防災地域づくりに関する法律第10条第3項第3号イ、二、ト</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (▲5.8) [平年度] — (▲118.9) [改正増減収額] —</p> <p>(単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 法の基本指針に基づき、かつ、浸水想定を踏まえて市町村が作成する推進計画の中で、特に、臨海部に立地する民間企業のハード面の津波防災対策を支援することで、官民が連携した一体的な津波対策を促進し、真に津波災害に強い国土・地域づくりの実現を目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 臨海部に存する港湾においては、行政が所有・管理する港湾施設のみならず、民間企業が所有・管理する港湾施設が存在する。南海トラフの地震など津波を伴う大規模地震の発生が高い確率で予測されている中で、臨海部において地域の総合的な津波防災対策を推進するためには、行政による取組みだけでなく、当該地域に立地する民間企業を巻き込んだ、総合的な対策を講じることが必要不可欠である。この点、法においても、国及び地方公共団体の責務として、津波防災地域づくりに関する施策について「民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせて一体的に講ずるよう努めなければならない」とされている。</p> <p>臨海部に立地する民間企業が実施する津波防災対策は、単に当該企業の防災機能の向上のみならず、一義的には行政が責任を負うべき地域の防災対策を補完し、地域全体の防災力の向上にも寄与するなど、高い公益性を有するものである。</p> <p>他方、民間企業が実施する津波防災対策は非収益投資であるのみならず、資産額も大きいことから償却費の負担も高額となり、投資の優先順位が上がりにくい。さらに、これらを適切に維持・管理していくために多額のランニングコストが発生することから、より整備が進みにくい状況となっている。</p> <p>このため、民間企業の津波防災対策への投資を促進し、官民が一体となった真に津波災害に強い国土・地</p>	

域づくりの実現に向けて、本税制特例措置が必要である。

本要望に
対応する
縮減案

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○国土交通省政策評価基本計画（令和4年3月） 政策目標4 水害等災害による被害の軽減 施策目標12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する 施策目標13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する</p> <p>○「国土強靭化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）において、「・・・官民が連携し、気候変動等を考慮した臨海部の強靭化を推進する」と記載あり。</p> <p>○「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（令和3年5月25日中央防災会議決定）において、「国、地方公共団体、関係事業者等は、・・・港湾・漁港施設の耐震化・耐浪化・・・を図るとともに、・・・外郭施設等が有する津波の低減効果を活かした防災・減災対策の推進・・・を図る。」と記載あり。</p> <p>○「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（令和4年9月30日中央防災会議決定）において、「国、地方公共団体、関係事業者等は、・・・港湾・漁港施設の耐震化・耐浪化・・・を図るとともに、・・・外郭施設等が有する津波の低減効果を活かした防災・減災対策の推進・・・を図る。」と記載あり。</p> <p>○「気候変動等を考慮した臨海部の強靭化のあり方」（令和5年7月10日交通政策審議会答申）において、「大規模地震・津波の切迫化、気候変動に伴う台風の激甚化・頻発化を踏まえ、海岸保全施設整備を加速化することが必要である。」等の記載あり。</p>
	政策の達成目標	浸水が想定される民間企業の防潮堤、護岸、胸壁等の水際線における津波防災対策に資する港湾施設等の取得・改良を促進することで、津波災害の防災・減災を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	4年間（令和6年度～令和9年度）
有効性	同上の期間中の達成目標	津波浸水が想定される臨港地区を有する港湾所在市町村の推進計画作成を促進し、民間企業の津波防災対策と一体的かつ総合的な津波防災地域づくりを促進する。
	政策目標の達成状況	適用実績：1件（平成24年度～令和4年度）
相妥当性	要望の措置の適用見込み	令和5年6月末時点で、40都道府県で浸水想定を設定済、20市町村で推進計画を作成済、直近で2市町が作成見込みである。 また、令和5年4月に港湾局が行った調査の結果、計11件を適用見込みとして確認している。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	津波防災対策に係る投資は企業にとっては非収益投資であり、またランニングコストも高額となることから整備が進みにくいところ、本特例措置は民間企業の投資への障壁を緩和し、結果として民間企業の津波防災対策が促進されることから、政策目標の達成に向けた効果は高い。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	特定民間都市開発事業（令和6年度：2億円）

	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p> <p>上記の特定民間都市開発事業は、津波等からの退避機能を備えた施設を整備する民間事業者に対して、(一財) 民間都市開発推進機構が工事費の一部を負担するものである一方、本特例措置は、津波等の退避機能確保にも資する防潮堤等の固定資産税の減免による保有コストに対する支援である。</p>
要望の措置の妥当性	<p>真に津波災害に強い国土・地域づくりには、民間企業の津波防災対策と一体となった総合的な対策が必要であり、法においても、「民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に配慮しつつ、地域の実情に応じ適切に組み合わせて一体的に講ずるよう努めなければならない」とされている。</p> <p>しかし、護岸等は資産額も大きいことから償却費の負担も高額となり、投資が進みにくい。また、津波防災対策を実施した護岸等を適切に維持・管理していくためには多額のランニングコストが発生することから、整備が進みにくい。</p> <p>こうしたことから、本特例措置により同施設に対する固定資産税を軽減することは、補助金等による一度のみの補助と比べても妥当であり、本特例措置により臨海部に立地している民間企業の防災対策を行政が後押しすることは、単に企業の防災機能の向上のみならず、一義的には行政が責任を負うべき地域の防災対策を補完し、効率的な津波災害に強い国土・地域づくりの実現に資する。</p> <p>なお、護岸の嵩上げや改良は、計画立案から設計、施工まで時間を要するものであるところ、現在は推進計画の作成も進みつつあり、本特例措置の適用に向けた検討も順次行われていることから、引き続き本特例措置により津波防災地域づくりを促進していく必要がある。</p>
税負担軽減措置等の適用実績	1件（平成24年度～令和4年度）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>○適用総額の種類 課税標準（固定資産の価格）</p> <p>○適用総額 令和元年度：0千円 令和2年度：0千円 令和3年度：0千円</p>
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置の適用実績は1件であるが、護岸の嵩上げや改良などの津波防災対策は計画の立案から設計・施工まで時間を要するものである。本特例措置により官民一体となった津波防災地域づくりが可能となることから、現在浸水想定を設定した都道府県の市町村で推進計画作成に向けた検討が進んでいる。
前回要望時の達成目標	浸水が想定される民間企業の防潮堤、護岸、胸壁などの水際線において津波防災対策などを実施することで、津波災害の防災・減災をはかる。
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置は、①都道府県による浸水想定の設定、②浸水想定に基づく推進計画の作成を経て、初めて適用を受けることが可能となる。法の施行後、各都道府県の浸水想定の設定は順次進んだものの、これに基づく各市町村の推進計画の作成に時間がかかったために、本特例措置の適用例が少ないと分析される。現在は、推進計画の作成も順次進みつつあり、本特例措置の適用に向けた検討も順次行われている。
これまでの要望経緯	<p>○平成24年度 創設 ○平成28年度 延長 ○令和2年度 延長</p>